

(案)

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 (第 76 回)
議事概要【電子メールによる検討】

1 日時

令和 4 年 11 月 1 日(火) ～ 令和 4 年 11 月 7 日(月)

2 場所

電子メールを用いて検討

3 出席者(敬称略)

主 査：安藤 真

主査代理：豊嶋 守生

委 員：森川 博之

専門委員：秋山 裕子、飯塚 留美、伊藤 数子、今村 浩一郎、河野 隆二、児玉 俊介、
杉浦 誠、高尾 義則、田丸 健三郎、福家 裕、藤井 威生、藤野 義之、
本多 美雄、松尾 綾子、三谷 政昭、三次 仁、吉田 貴容美

事務局(総務省)：総務省 移動通信課 第一技術係、第二業務係

4 配布資料

資料番号	資料名	作成者
資料 76-1	陸上無線通信委員会(第 75 回)議事概要(案)	事務局
資料 76-2-1	陸上無線通信委員会報告書案「自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件について」	事務局
資料 76-2-2	陸上無線通信委員会 報告(案)に対する意見募集の結果と御意見に対する考え方(案)	事務局
参考資料	陸上無線通信委員会報告書案「自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件について」(概要)	事務局

5 議事

(1) 前回の議事録案の確認

資料 76-1 に基づき、事務局より説明が行われ、(案)のとおり承認された。

(2) 「自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件」について

資料 76-2-1 及び資料 76-2-2 に基づき事務局より説明され、報告書は承認され、11 月期の情報通信技術分科会へ報告を行うこととした。

主な質疑応答の概要は以下のとおり。

ア 河野専門委員からの意見

資料 76-2-1 を拝読し、先の第 74 回会合の質疑応答議事録（資料 75-1）の当方のコメントに対する回答を見返したところ、下記の数点について、陽に明記がされていないようだが、これは施行規則などで厳密な解釈が行われるので、記載されていないと考えればよろしいのか。

- ①「中継利用については、・・・UAV など上空移動することは想定していない。」
- ②「具体的には免許制度で、通信の相手方を制限する等（マルチホップリレーを禁止）考えている。なお、前述のとおり、UAV など上空での中継利用は想定していない。」
- ③「自動的にまたは遠隔操作によって動作する簡易無線は、無人での運用が想定されることから自ら電波発射を停止する機能を具備することを技術的条件とするものである。」

【事務局からの回答】

ご認識のとおり。ご指摘いただいた点については、本委員会における技術的条件の検討結果を踏まえ、具体的な免許制度と併せて制度整備を検討する。

イ 杉浦専門委員からの意見

報告書案に添付されている名簿が少し古いように思われる。

【事務局からの回答】

ご指摘を踏まえ、名簿を修正する。

(以 上)